

○大府市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条の規定による許可に関する事務のうち、大府市（以下「市」という。）において行う事務については、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛知県規則第37号。以下「規則」という。）及び法第4条の規定に基づき愛知県知事が定める鳥獣保護管理事業計画に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 有害鳥獣捕獲は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じている又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

2 有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、被害防除のため迅速かつ有効に実施するとともに、関係機関との連携を図りながら、総合的かつ効果的な防除対策を講じるものとする。

(許可基準)

第3条 有害鳥獣捕獲の許可（以下「許可」という。）に当たっては、法、省令、規則及び鳥獣保護管理事業計画に従うほか、特別の事由がない限り、別表の基準によるものとする。

(申請書の提出等)

第4条 許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める捕獲許可申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 有害鳥獣捕獲を行う場所を明らかにした図面
- (2) 有害鳥獣捕獲の方法を具体的に明らかにした図面等（銃器を使用する場合は除く。）
- (3) 2名以上の者が申請する場合は、別に定める鳥獣捕獲許可申請者（従事者）名簿
- (4) 依頼により有害鳥獣捕獲をする場合は、別に定める鳥獣捕獲等依頼書
- (5) その他申請の内容を明らかにするために必要と認める書類

2 申請者が国、地方公共団体又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人（以下「法人等」という。）の場合であって、次条第1項の従事者証の交付を受けようとするときは、別に定める鳥獣捕獲従事者証交付申請書及び鳥獣捕獲許可申請者（従事者）名簿を提出しなければならない。

(許可証等の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、許可証（第1号様式）及び従事者証（第2号様式）を申請者に交付し、腕章（法人等にあつては、赤線入りとする。）を貸与するものとする。

2 従事者証は、許可を受けた申請者（以下「実施者」という。）が保管し、有害鳥獣捕獲を実施する日に限り、従事者に所持させなければならない。

(腕章等の着用)

第6条 実施者又は従事者は、有害鳥獣捕獲をするときは、許可証又は従事者証を携帯するとともに、腕章を着用しなければならない。

(標識の装着)

第7条 法第62条第3項に基づき、使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名、許可者、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を縦1.0センチメートル以上、横1.0センチメートル以上の文字で記載した金属製又はプラスチック製の標識を装着しなければならない。

(鳥獣捕獲事業指示書等)

第8条 許可を受けた法人等は、従事者に対する指揮監督の適正を期するため、鳥獣捕獲事業指示書(第3号様式)を従事者に交付するとともに、鳥獣捕獲従事者台帳(第4号様式)を整備しなければならない。

(危害の発生防止)

第9条 鳥獣の捕獲を実施するに当たっては、実施者は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 捕獲に伴う危害の発生防止を図るため、実施に当たっては、必要に応じて事前に関係地域住民等へ周知するとともに、万全の措置を講じること。
- (2) 銃器による捕獲の実施に当たっては、実施日時及び区域について、実施の都度、事前に文書により、所轄警察署、地元関係機関等と綿密な連絡を取ること。

(通知)

第10条 市長は、許可をしたときは、鳥獣捕獲許可調書(第5号様式)を添えて、知多県民事務所長、東海警察署長及び鳥獣保護管理員に通知するものとする。

(許可証等の返納等)

第11条 実施者は、捕獲許可の期間が満了し、又はその効力が失われたときは、速やかに市長に鳥獣捕獲許可証、従事者証及び腕章を返納しなければならない。

2 実施者は、前項の返納の際には、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため、鳥獣捕獲許可証の裏面又は別紙にて、捕獲等又は採取等した場所(鳥獣保護区等位置図に示すメッシュ番号)、鳥獣等の種類、捕獲等又は採取等した数量及び捕獲物の措置の概要等について、市長に報告しなければならない。

(委任)

第12条 許可事務の取扱いに当たりこの要領に定めのない事項は、必要に応じ知多県民事務所長と協議の上、処理するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年6月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の大府市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領の規定に基づき作成されている第1号様式による用紙は、改正後の大府市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。